

東京圏から那珂市に移住された方に 最大300万円を支援します！

仕事も住まいも新しく茨城で始めたい方(就業一般)

**移住支援金
最大100万円**

現在の仕事はそのまま茨城に移住して、働き方を変えたい方(テレワーク移住)

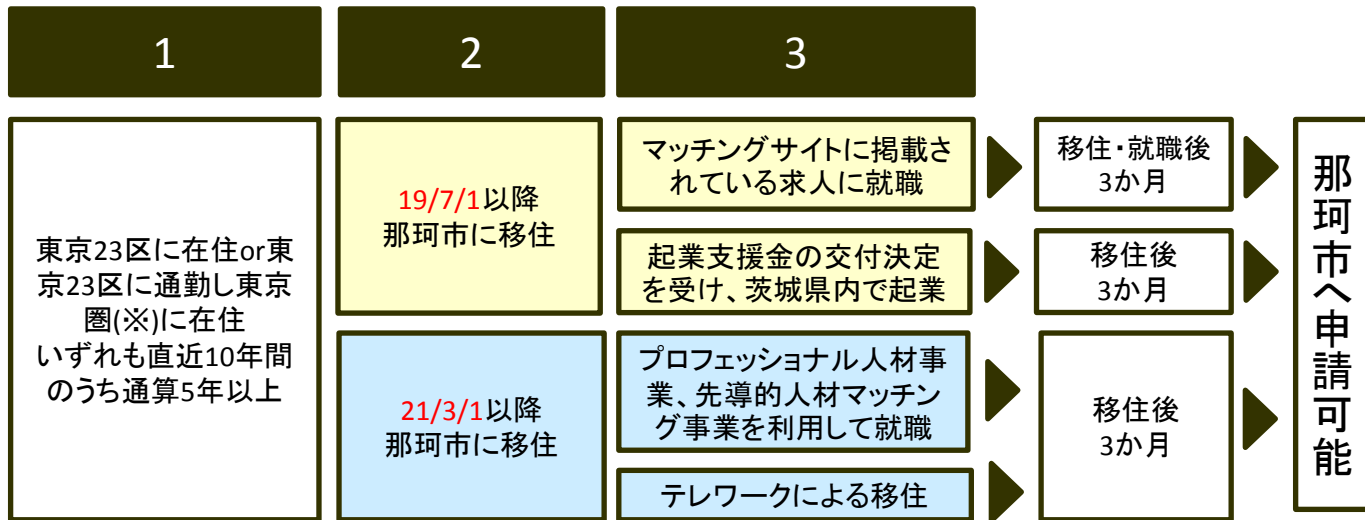
茨城に移住して起業したい方(地域課題解決型起業支援金)

**移住支援金+起業支援金
最大300万円**

専門的な知識、技術を茨城で活かして移住したい方(就業プロフェッショナル人材)



【移住支援金申請までの流れ】 2と3の順序は問いません



(※)埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうち以下の市町村以外の地域

【東京都】檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

【埼玉県】秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

【千葉県】館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

【神奈川県】山北町、真鶴町、清川村

◆移住支援金(那珂市わくわく茨城移住支援金)

問合せ先: 那珂市役所政策企画課地方創生グループ

茨城県那珂市福田1819-5 那珂市役所本庁舎4階

☎029-298-1111(内線438)



対象となる方の主な条件

①那珂市に転入後3カ月以上1年以内の方※1

②移住に関しては、以下のいずれかに当てはまる方

- ・那珂市に転入する前の直近10年間のうち通算5年以上(うち直近の1年以上は必ず)東京23区に居住していた方
- ・直近10年間のうち5年以上かつ移住直前の1年以上東京圏※2(条件不利地域※3を除く)に居住しながら東京23区に通勤※4していた方(令和3年3月1日以降那珂市に移住された方のうち、東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も移住元としての対象期間とすることができます)

③仕事に関しては、以下のいずれかにあてはまる方

- ・茨城県が移住支援金のマッチングサイトに掲載している求人へ新規就業した方
- ・プロフェッショナル人材事業を利用して新規就業した方
- ・先導的人材マッチング事業を利用して新規就業した方
- ・茨城県の起業支援金の交付決定を受けた方(起業した方)
- ・那珂市を生活の本拠とし、移住元での業務をテレワークにて引き続き行う方

※1 仕事の条件により、対象となる転入期間が異なります。詳しくはHPにてご案内しています。

※2 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を指します。

※3 条件不利地域 離島、山間部などの市町村が規定されています。詳しくはHPにてご案内しています。

※4 通勤 雇用保険の被保険者または個人事業主としての通勤に限ります。

★ほかにも条件があります。HP等で詳細をご確認いただき、申請前には必ず担当までお問合せください。

那珂市わくわく茨城移住支援金



提出書類

必ず提出するもの

- ・那珂市わくわく移住支援金交付申請書(様式第1号)
- ・本人確認書類の写し(顔写真付きの場合は1点、顔写真なしの場合は2点)
- ・移住元の住民票の除票の写し(世帯申請の場合は世帯全員分)



マッチングサイトに掲載している求人へ新規就業した方
プロフェッショナル人材事業を利用して新規就業した方
先導的人材マッチング事業を利用して新規就業した方

移住先の就業先の就業証明書(様式第2号)



茨城県の起業支援金の交付決定を受けた方(起業した方)

茨城県が実施する地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金の交付決定通知書等の写し



移住元での業務をテレワークにて引き続き行う方

テレワークを行っていることを確認できる就業証明書(様式第2号の2)



東京圏(条件不利地域を除く)に居住しながら東京23区に通勤していた方

- 【雇用保険の被保険者であった場合】
- ・東京23区で勤務していた企業等の就業証明書
- 【個人事業主等であった場合】
- ・開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類)
- ・個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)



令和3年3月1日以降那珂市に移住された方のうち、東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方



通学していた大学等の通学期間を証明する書類

◆移住支援金(那珂市わくわく茨城移住支援金)

問合せ先:那珂市役所政策企画課地方創生グループ

茨城県那珂市福田1819-5 那珂市役所本庁舎4階

☎029-298-1111(内線438)